

2021年2月5日

ご利用者様  
ご家族様

社会福祉法人 こころの窓  
通所施設 青い鳥  
管理者 田中研吾

緊急事態宣言が 3月7日（日）まで延長となりました

引き続き、高水準での感染予防対策にご協力をお願い申し上げます

ご利用者、ご家族の皆様におかれましては、長期にわたる新型コロナウイルス感染症予防対策へのご協力を賜り、誠に有難うございます。

さて、発令中の緊急事態宣言につきまして、国は、大阪府を含む10都府県に対し3月7日（日）までの延長を決定いたしました。ただし、新規感染者数や病床ひっ迫の程度をみて、期間途中での解除もあり得るとしてあります。

緊急事態宣言期間中、「青い鳥」では継続して高い水準での感染予防対策を行います。

当施設は性格上、感染拡大防止の要となる「常時のマスク着用」や「手指消毒」、「3密を避けること」、「飛沫を出さないこと」について、その意味理解や行動が難しい方が多数ご利用されています。そのため、ご本人やご家族による適切な事前対応は施設内での感染リスク軽減のためにたいへん有難く、引き続き、緊急事態宣言下でのご協力をお願い申し上げます。

以下に列挙するのは、これまで実際に、ご利用者、ご家族の皆さまからご協力いただいた事柄の一部です。それぞれにご事情がおありの中、でき得る限りの感染予防行動を実践いただき、心より感謝申し上げます。

- 重症化リスクが高いとされるご高齢や基礎疾患をおもちの皆さまの施設利用の自粛
- 微熱や風邪気味の症状がみられる場合など、大事を取っての施設利用の自粛
- 同居ご家族の健康状態を考慮しての施設利用の自粛

また、ご利用の停止を求める基準は「同居家族が濃厚接触者判定の場合以上」で、これまでと変わりありませんが、可能な範囲で結構ですので、引き続き次の情報提供をお願いいたします。リスクの度合いを検討し、施設での必要な個別対応を心がけます。

- 同居ご家族の通勤先等での感染リスクの高まりに関する情報提供
- 当施設以外にご利用されている先での感染リスクの高まりに関する情報提供

以上、様々ご苦勞をおかけしますが、今後ともどうぞ宜しくお願い申し上げます。